

障害者総合支援法^(略称)及び児童福祉法に基づく各種サービスの定款への事業名の記載について

サービス名	定款への記載	条項
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 療養介護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条第1項
移動支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条第26項
障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条第10項
一般相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条第18項
特定相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条第18項
児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	児童福祉法 第6条の2の2第1項
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	児童福祉法に基づく障害児入所施設	児童福祉法 第42条
障害児相談支援	児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	児童福祉法 第6条の2の2第7項

※定款変更について、所轄官庁の許認可が必要な場合は、必ずその所轄官庁へその変更についてご相談ください。(株式会社や有限会社等の営利法人の場合、所轄官庁はありません)